



報道各位

一般社団法人日本自動車車体補修協会 代表理事 吉野一

自動車の窓ガラスの取り外し等の「構内外注」に係る「共通の業務委託契約書」の無償提供を開始しました

当会の産業標準作成委員会は、令和2年4月20日より当会と提携関係にある「日本自動車ガラス施工事業協同組合(JAGU)」に対し、電子制御装置整備の認証を受けた特定整備事業者と自動車ガラス修理事業者等の間で取り交わす自動車の窓ガラスの取り外し等の「構内外注」に係る「共通の業務委託契約書」の無償提供を開始しましたので、お知らせします。

改正道路運送車両法が施行され「自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーが取り付けられた自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造」は特定整備となりました。

一方で、国土交通省自動車局整備課が編纂した「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト」によれば、「いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業者等の技能者が出向き、交換作業を行う形態が存在する。そのため、電子制御装置整備に限っては、特定整備の認証を受けている事業者(以下「特定整備事業者」という。)の責任の下に当該作業が行われることを、書面を交わす等により明確にされている場合、自動車ガラス修理業者等の技能者を当該特定整備事業者の工員とみなして当該事業場において作業することを可能とすることが望ましい。」とされています。

さて、現在の自動車の窓ガラスの交換は、車体の高剛性化に伴う「高剛性接着剤」の指定や「自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー」の取扱いなど、品質確保のための工数が増加傾向にありますが、自動車ガラス修理業者にとって、特定整備事業者ごとに異なる書面を交わす場合に発生する、法的な妥当性を判断するための業務負担は、今後、品質確保のための工数確保に重大な障害となることが予見されます。

そこで当会は、要員認証制度等の運営を通じて自動車の窓ガラスの取り外し等の品質確保に努めている「日本自動車ガラス施工事業協同組合(JAGU)」に「共通の業務委託契約書」を提供することで、自動車ガラス修理業者の業務負担の軽減、すなわち品質確保のための工数確保に協力することとなりました。

特定整備事業者各位におかれましては、電子制御装置整備に係る自動車の窓ガラスの取り外し等の品質確保に資する「共通の業務委託契約書」による書面の取り交わしにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。